

# 「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加資格停止等措置要領」改正概要

令和5年2月  
会計局総務課

## 1 改正の趣旨

共同企業体が措置要件のいずれかに該当する場合における取扱いを明確化するため、共同企業体に関する入札参加停止に係る規定を追加する。

## 2 改正の内容

○要領第3条の2（共同企業体に関する入札参加停止） **【新設】**

知事は、共同企業体が措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、入札参加停止を行うものとする。

※ 共同企業体は入札参加資格を有しないため、構成員に対して入札参加停止を行う。

## 3 施行期日

令和5年2月9日